

令和4年度「青森市営住宅等（青森地区）」に係る事業報告書等評価結果

青森市営住宅等（青森地区）については、協同組合タッケンが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月11日

施設名	青森市営住宅等（青森地区）
設置目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること等により、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
所在地	青森市花園二丁目11-11 ほか21箇所
指定管理者	【名称】協同組合タッケン 【代表者】代表理事 川嶋 勝美 【住所】青森市橋本二丁目5番12号
指定期間	平成30年4月1日 から 令和5年3月31日 まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	<ul style="list-style-type: none"> 職員等の配置については、受付・収納・修繕係に分かれ、それぞれ実務経験者を配置している。 職員の研修については、年1回接遇研修を行い職員の育成を図っている。 緊急時の対応については、緊急連絡網を整備し迅速に対応できる体制となっている。 個人情報保護の取組については、個人情報を含む書類を鍵つきの書庫に保管するなど保護策を講じている。 環境保全への取組については、照明器具の取替は可能な限りLED照明とするなど環境に配慮している。 	○	
運営について	<ul style="list-style-type: none"> 市民の平等な利用の確保に向けた取組については、公営住宅の主旨を理解し市民や入居者へ公平な対応をするよう努めている。 修繕業務については、現地確認を行ったうえ迅速に修繕を行い入居者の生活に支障がないよう努めている。 収納業務については、金銭の受領を複数で行うほか、鍵付きの金庫で保管するなど適正な管理を行っている。 不法駐車等の不法行為について、管理人や駐車場管理組合と連携を取り注意喚起を行っているほか、発生時には迅速に対応している。 	○	
事業実施結果について	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理については、維持修繕業務、保守点検業務とともに適正に実施されている。 	○	

収支決算書について	・指定管理料以外の経費の混入は無く、適正なものとなっている。	○	
-----------	--------------------------------	---	--

【総合評価】
施設の管理・運営、事業の実施、収支決算について適正に行われている。
【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】
【担当課】 青森市 都市整備部 住宅まちづくり課 【電話】 017-734-5572 【メール】 jutaku-machizukuri@city.aomori.aomori.jp